

國第三十二回 參議院大藏委員會會議錄第十二號

昭和三十四年三月三日(火曜日)午後二時五分開会

## 委員の異動

昌作君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君及び前田久吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

卷四

太暮武太夫君  
小山邦太郎君  
迫水久常君  
塙見俊二君  
西川甚五郎君  
廣瀬久忠君  
宮澤喜一君  
安井謙君  
小酒井義男君  
前田久吉君

- 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 接收貢金属等の処理に関する法律案(内閣提出)

政府は、今回ノルウェーとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めるため、別途御審議を願つてゐる所であります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものに於て所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

こととなつておりますが、わが国の所得税法及び法人税法では、この種の所得につきましては一般の所得と同様に、個人につきましては累進税率により、法人につきましては一般的の法人税率により課税することとなつております。従つて、条約の適用のある場合で、これら所得に対するわが国の税負担による税負担が収入金額の百分の十五をこえることとなるときは、その負担を吸入金額の百分の十五に軽減するこ

来三カ年にわたり、公法、私法の学者、弁護士、金融機関、経済団体等各界の学識経験者及び関係官庁の職員をもつて構成する租税徵収制度調査会において国税徵収法の根本的な検討を進め、この問題に取り組んで参ったのであります。同調査会は、八十回にも及ぶ審議の結果、昨年十二月八日、大臣あてに答申を行いましたので、政府は、これに基いて現行国税徵収法を全面的に改正することとし、ここに閣

大藏省主税局長 原 純夫君  
大藏省管財局長 賀屋 正雄君  
事務局側

明員 常任委員 會専門員 木村常次郎君

### 本日の会議に付した案件

○政府委員(佐野廣志) たゞいま議論するところは、主として、所得に対する租税に関する問題であります。

百分の二十となつておりますので、その適用の場合は、所得税の

根本的な改正は行われることなく、今日に至つたものであります。しかし、

二五〇

日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する

まず第一に、利子所得等に対する  
得税法の特例を定めることとしてお

所  
必要な手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定

事務局側

法律案、国税徵收法案、国税徵收法の  
施行二年半、関係法律の整理等二國六三

ます。すなわち、今回の条約により、  
一六、つゞく段落が、一レフニ、西国

ある人間がしてゐるやうな事。

以下この法律案の内容について申上げます。

ととしているのであります。

係案を提出した次第でございま  
す。

改正案におけるおもな問題としては、三つをあげることができます。すなわち、租税徴収の確保、私法秩序の尊重及び徴税制度の合理化がこれでございます。まず、租税が国の財政の需要をまかなう上で最大の基盤をなすものであり、その徴収を確保する必要があることはあらためて申し上げるまでもないことでございます。さらに、各税法に基いて賦課された租税を確實に徴収することは、租税負担の公平の実現のためにも欠くべからざるものでございます。このような事情に顧み、各国とも原則として、一般の私債権に対する租税の優先権を認め、かつ、徴税機関による自力執行、すなわち、滞納処分を認めているわけあります。この改正案におきましても、この租税の優先権と自力執行権は從前通り維持することにいたしております。

しかしながら、租税の徴収を確保する必要があると同時に、私法秩序が不

べきことは言うまでもありません。こ

の観点から現行の国税徴収法を顧みますと、そこに少からぬ問題点が見出さ

れるわけであります。

まず第一は、質権または抵当権と租

税との関係であります。現行制度にお

いては、抵当権または質権によつて担

保される債権は、その設定時期が租税

の納期限よりも「一年以上前であるこ

とを公正証書によつて証明しない限

り、租税の方が優先することとなつてお

ります。改正案におきましては、

これを基本的に改正して、租税の存在

が客觀的に明らかとなる時期、すな

わち、原則として法定納期限後に設

定された抵当権等によつて担保され

るもの、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

い租税の発生により不測の損害をこう

むることを防ぎ、取引の安全をはかり、

また企業の資金の融通を容易にさせ得

るものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、現行の公正証書による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第二は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手続における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、すべてこの換価処分の

猶予を適用することとし、納税者の權

利の保護をはかつたわけでございます。

なお、滞納処分を執行することによ

り、納税者の生活を著しく窮屈した状態

その譲渡担保の目的となつた財産から

優先して徴収できる措置を講ずること

としております。担保の目的でされてい

る仮登記についても同様でございます。

その譲渡担保の目的となつた財産から

優先して徴収できる措置を講ずること

としております。担保の目的でされてい

る現行國税徴収法は、わざか六十条足らず

で、その規定が簡に過ぎるため、民事

訴訟法を類推した國税庁の通達によつ

て、かなりの部分の事務が処理されて

きたわけであります。しかし、先ほど

申し上げましたように徴税機関に強

い自力執行権が与えられていることに顧

み、この改正案におきましては、その

細目に至るまで法律に規定することと

して、徴税職員の権限を明確化すると

ともに、滞納者及び利害關係人の権利

の保護をはかつたわけであります。特

別に、民事訴訟法に準じて、売却決定手

続を設けるとともに、差し押え処分ま

る債権に対してだけ租税を優先して

徴収することとしているわけでござ

ります。言いかねますと、私法秩序の

基礎をなす公示の原則と、租税につい

てさきに申し上げました特殊な性質と

を考慮して、この法定納期限という時

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手続における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手続における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手續における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手續における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手續における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

期を、私法秩序の尊重と租税の確

保との両面の要請の調整をはかるべき

時点と考えたわけでございます。この

改正により、抵当権等が予測できな

いものと考えております。また、質

権、抵当権の証明の方法につきまし

ても、内容証明郵便による証明を必

要せず、その事実の証明で足りるよう

に指置しております。

第三は、先取特権または留置権と租

税との関係であります。これらにつき

ましては、従来租税の徴収に際して何

かの保護が加えられていないなかつたので

あることといたしております。

第三は、滞納処分手續における第三

者の権利の保護であります。抵当権

は、原則として、他に差し押える

ことができる財産のない場合に限つて

おり存続させることとしております。

その譲受人の租税は譲渡されたときは、

後することとする反面、財産の譲渡に

よる租税の回避を防止し、かつ、その

もに、やむを得ず第三者が占有する滞

納者との動産を差し押えるときも、従来

のように直ちに差し押えることなく、

その第三者に引渡命令を発した後行

たは公売処分に関する異議の申し立ては、期間を制限することとして、公売手続の安定性をはかり、また公売処分が取り消された場合の措置も明確にいたしまして、公売財産の買受人の保護をはかることとしております。

るを削除する等の整理をはかることとし  
ております。

第二に、現在国税徴収法を準用して  
徴収すべき公課はきわめて多數に上  
り、その優先順位も多岐にわたってい  
るため、配当手続の面において煩雑と  
なります。

の許可を申請させ、日本專売公社がそれを許可するという方式によつて行ふことを原則とし、この許可を受けて造を廃止した製造者に対して、公社が塩業整理交付金を交付することがでることとしております。

せんに、廃業者が取得する交付金または製造の取り消しを受けた者が取得する補償金等につきましては、今回の塩業整備の実際に即した課税が行われるよう税制上の特別の措置を講ずることとしております。

般会計からの繰り入れを、さらに昭和三十五年度以後に繰り延べることによるとするものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部改正について御説明申し上げます。

船員保険におきましても、第二十一条会社による一括徴収合算等の部門によ

以上、要するに、今回の改正の根本的な考え方方は、租税の優先権や滞納处罚手続につきまして、私法秩序の尊重という観点から改正すべきものはこれ

なっておりますので、その徴収手続及び優先順位を整理統合し、法文の表現もできるだけ同一のものとすることとしております。

製造廢止による減価を埋めるための費用、廃棄に伴つて必要とされる退職費用等について、支払うための費用等について、一定の算定基準によつて算定し、

次に、昭和三十六年一月一日より、金費を引き続き塙の製造を継続しようとする製造者は、別途定める基準取納価格のものにおいて健全な経営ができることを目標として事業合理化計画書を作成せられ

日本会社において、被差別民等の問題は、その財源の一部に充てるため、昭和三十一年度以後六カ年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限度とし、

なお、この法律案による改正規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとしておりますが、徴収の猶予、換価の猶予等納税者の利益となる部分につきましては、他の規定と切り離して、五月一日から執行できるよう経過的措置を講じております。

最後に、国税徵收法の全部改正に伴う  
い、他の法律の引用条項の整理等所要  
の改正を行うこととしております。  
なお、この法律案による改正規定  
は、国税徵收法の施行の日から施行す  
ることといたしております。  
次に、塩業整備臨時措置法案につき  
まして申し上げます。

次に、自主的な、または勧告による製造廃止のみによっては塩の需給調整の目的を達成することができないといつてゐることは、公社は、一定期間内に、塩の製造の許可を取り消すことにより、塩の製造者に対しても通常生産すべき掲載を行ふこととしております。

し、製造の許可の取り消しの対象とするべき製造者の選定、補償金額等塗装業整備に関する重要事項を調査審議することとしております。

最後に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、厚生保険特別会計法の一部改

次に、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について説明いたします。

政府は、最近における国内塩業の実情にかんがみ、塩の需給の調整のため、一定期間に限り、塩まきによる水

次に、自主的な、または勧告による  
製造廃止のみによつては塩の需給調整  
の目的を達成することができないと  
めるときは、公社は、一定期間内に  
り、塩の製造の許可を取り消すこと  
ができることとし、その取り消しを受  
た製造者に対しても通常生ずべき損害  
の補償を行ふこととしております。  
だし、その補償金の額が塩業整理交  
金を交付するものとした場合における  
その交付金の預り勘定は、しきよ、シ

限 認 収 矢 付 た け が し、製造の許可の取り消しの対象とすべき製造者の選定、補償金額等塗装業界に關する重要事項を調査審議されることとしております。  
最後に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。  
まず、厚生保険特別会計法の一部改正について御説明申上げます。  
政府は、第二十二回国会において、政府管掌健康保険の給付費の異常な増

この法律案は、国税徴収法の全部改正に伴い、所得税法その他の国税に関する法律及び国税徴収法を準用する諸法律の整備合理化をかるため所要の規定の改正をしようとするものであります。

（一）一定期間に限る、塩業のためかんがいの製造を廃止した者に対する塩業整理の交付金を交付することとし、また、塩の需給調整上必要があるときは製造の許可を取り消すことができるることとする等所要の措置を講じて、過剰生産力をの円滑かつ適正な整理を行うことが必

満たない額に相当する金額をこそなして、範囲内で、塩業整理特別交付金を加算して交付できることとしております。次に、交付金等の財源の一部に充てるために、残存する塩の製造者は、昭三十五年度以降四年度にわたり、一

まず第一は、国税に関する法律の改正であります。各税法に規定されてゐる督促の規定、法人が解散した場合における清算人の納税責任、酒税法等の徵収猶予の担保の処分方法等について、国税徵収法案に一般的規定が設けられたことに伴い、各税法の該当規定

要であると考えまして、ここにこの法律案を提出した次第であります。  
次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、過剰生産力の整理は、塩またはかん水の製造者に自主的に、または勧告により、一定期間内に製造廃止

額の納付金を日本専売公社に給付されなければならないこととしております。また、製造の許可の取り消し等の分について異議のある者は、日本専賣公社の總裁に対し異議の申し立てがなされることとして、その救済措置を講じることとしております。

ながみ、昭和三十一年度以降昭和三十三年度まで毎年度法的措置を講じ、この一般会計からの繰り入れを昭和三十四年度以後に繰り延べたのであります。が、今回、昭和三十四年度におきましても、別に借入金によりこれを処理することといたしましたことに伴い、一

○委員長(加藤正人君) これより、昭  
の変更について御報告申し上げます。  
本日付をもちまして、林田正治君及  
び井上知治君が辞任し、その補欠とし  
て安井謙君及び小山邦太郎君が選任せ  
られました。

和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願いま  
す。

かと私は思うのだけれども、その点、私の感違いですかね。結局、きょうこの委員会で通過をして初めて事前売り渡し申し込みを受け付けるに、いとういうわけじゃないけれども、法律的な根拠が生れてくるけれども。いうならば、来年の八月の二十五日までに申し込みを込まなきゃならぬわけですから、そうすると、法律に基かないで申し込みを受ける、こういうことになるのですか。

○説明員（塙崎潤君）この法律は、昭和三十年産米につきまして予約買い上げの制度をとられましたときからでございました制度であることは、御存じの通りでございます。ただ、予約買い上げは、御存じの通りに、農林省の食糧管理法に基きまして、これによりまして買い上げておる制度でございまして、税法はその買い上げられましたあとの所得税の減税を規定しておるだけでございます。従いまして、ここに書いてあります「昭和三十三年八月二十日までに申し込み、その申込により

締結した契約に基いて」という意味  
は、食糧管理法に基づきますところの契  
約というわけでもあります。

それで、こういう法律を今ごろ出すとは何だといふおしかりを受けるかもわかりませんが、毎年々々、米価との関連もございまして、集荷の状況等を見ながら、その集荷の期日その他の条件を見ながら、こういう減税をしておる次第でござります。法律が通りますれば直ちに、現在ちょうど申告時期に当りますので、この通りの減税が行われる予定になつております。

○説明員（塙峰潤君）この法律が通り得税が制定されるまでの間は、いわば所徴税のある部分の非課税を行うということを前提にした申し込みの受付といふことじやないでしょうか。

○大矢正君 それから、最近の予算の説明を見ると、この法律は三十三年限りにして、三十四年度産米以降は米価に加算をするという形で提案をされておるわけですね。この法律を三十四年度以降は行わない。それで、三十四年度以降のものについては米価の中に織り込んだ方がいいのだという考え方を、この際一つ聞かせておいて下さ  
い。

の集荷の一環といったしまして、税の見地からの奨励策であつたわけでござります。ところが、御承知の通り、この

措置の適用を受けますのは農民の中の一部でございます。と申しますのは、御承知の通り、所得税を昭和二十五年以降毎年々々減税いたしまして、農家のうちで課税対象となります者は、全納税者のうち約八%程度でござります。従いまして、予約米の申し込みをなす者が、三百万ばかりの農民がおりますけれども、そのうちの対象となる人員はきわめて少いわけでございまして、(略)

算におきましては五十四万人であります。そして、そのうちの対象となつております人間は約四十九万人程度といわれておりますが、今回の減税によりましてこれがはるかに減るわけでございまして、こういふ点からも、この制度の政策的な措置の意味が失われるわけでございます。そこで、この措置が、予約米奨励策の一環として考案されました。むしろ米価の形で、今回の予算については一石当り七十五円の加算方式をとつておりますが、こういう形で全体の予約米を予約いたしますところの農家に還元する方式の方が、政策の方針でございます。もちろん、単行法でございまして、来年の、昭和三十四年産米についても出すはずというところになるわけでございますが、そういう

卷之三

○大矢正君 事前売り渡し申し込みによつて減税の恩典に浴する人々の数が、今のお話では四十九万人だそうで、石当り七十五円の加算の総金額といふものと、それから四十九万人で割つてもこれらの人々が受けるところの非課税の対象の金額というものは、大体一致するのですか。

○説明員（塙崎潤君） 今の数字、若干正確ではございませんでしたが、昭和三十三年におきましてこの対象となる人間の数は七十三万人でございまして、うち約八万人がこの措置により課税されることとなる人間でございます。この措置による減収額は約三十億円でございます。これは国税額だけの減収額でございます。そこで、国税のほかに地方税につきましても、御承知の通りに、総所得金額の中に算入されませんので、減税の適用を受けるわけでござりますが、それと合わせまして、私どもは約住民税におきまして八億円ばかりの減税額を見ております。ところが、御承知の通りに、今回所得税の減税が行われることになりますと、この所得税の減税後の利益は十五億円でございます。この十五億円と住民税の八億円を足しまして二十三億円、これを予約米の三千二百万石で除しますと、七十二円になるわけでございますが、これを切り上げまして十五円、こういうふうにいたすわけでございます。

○大矢正君 この法律が、そもそも、三十年だったか、作られたときに、あるときには、特例措置を設けるについ

では理由があつたろうと思ひますが、そのときの理由といふのは、一体何ですか。

○説明員(塩崎潤君) 御存じの通りに、予約米の制度ができ上ります前の大穀につきましての食糧管理制度は、供出制度であつたわけでござります。そのときまでのいきさつといたしまして、超過供出奨励金、早場米奨励金等の奨励金につきましては、供出奨励の趣旨から非課税となつておつたわけでござります。その金額が約八百円ばかりでございました。それからもう一つ、予約奨励と同時に、米価の問題がかねて議論されたわけでござります。何か一つ税金の形で米価を上げるということはできないものかということで、百円程度米価は税の形でめんどくさを見る、こういう思想がこの際入つたわけであります。米価を百円上げるためには、上積み税率二割といたまして、百円だけ上の形となります。その分が五百円。もう一つは、予約申込金でござります。予約制度ができるままで、申込金が払われるわけでござりますが、これは予約制度の趣旨からいしまして、この百円は課税しなくてよからぬ、こういう趣旨で千四百円の控除を設けましたが、この制度の趣旨でございまして、三十年以来、毎年々々千四百円、平均でございますが、控除することにした次第でござります。

一部の富農だけであるから、そういう意味から、全体にうるおう方がいいんじやないか、こういう議論になると思われども、しかし、翻つて考えてみて、それでは七十五円のことしの加算は七十五円のことしの加算といふことについては、疑義のあるところではないかと思うんです。数字の上でいろいろ結果が出てきても、結論としては、米価の具体的な内容を毎年せんじ詰めていけば、七十五円が結果としては一銭も加算にならないということもありますので、そういう心配はありませんか。

○説明員(塙崎潤君) 政府内部の検討の際にも、そういう議論が出たわけですが、その際には、一般的な形で七十五円を織り込むということになりますと、パリティ計算その他の種々の要素と混同されますので、そういう形は避けよう。はつきりと予約申込金と同じような形で、加算金の形で七十五円を加えよう、こういうことに政府内部では考えておる次第でございまして、その分だけ米価の方と一緒になつてわけがわからなくなるというようなことは、今のところ考えておらないわけであります。

○大矢正君 そうすると、三十五年度ないしは三十六年度といふうに、年次が進むにつれて、七十五円といふものは別ワクにしておいて、それ以外の米価といふものをまずきめておいて、それに例年七十五円といふものを加算していくといふ格好になるわけですか、米価をきめるときには。

○説明員(塙崎潤君) 米価の所管は農

林省でござりまするので、私が有権的にお答えをすることは適当でないかも知れども、しかし、翻つて考えてみて、それは七十五円のことしの加算といふものがきめられるかどうかといふことについては、疑義のあるところではないかと思うんです。数字の上でいろいろ結果が出てきても、結論としては、米価の具体的な内容を毎年せんじ詰めていけば、七十五円が結果としては一銭も加算にならないということがありますので、そういう心配はありませんか。

○大矢正君 三十四年度は初年度だから、これはいいのだけれども、三十五

年度の米価をきめる場合に、その七十五円の分だけ横へ寄せておいて、パリティ指数ならパリティ指標、所得補償方式なら所得補償方式に基いて米価をきめて、それに七十五円だけプラス・アルファをするという考え方があるのかどうか。これは、今あなたがお答えで

きないなら、政務次官からお答え願いたい。

○政府委員(佐野廣君) 私もちょっと米価の問題になりますと、正式にお

と、米価の問題になりますと、正式におと、米価の問題になりますと、正と申しますが、経費をはじきまして、この際政務次官に聞いておきた

いと思うのです。

○説明員(塙崎潤君) 社会保険診療報

酬課税の特例と申しますが、現行法によりますと、先ほどお話をございました通りに、経費を七二%と見るという方針がやはりあります。そこで、それに七十五円だけプラス・アルファをするという考え方があるのかどうか。これは、今あなたがお答えで

きないなら、政務次官からお答え願いたい。

○政府委員(佐野廣君) これも、大矢さん御承知のように、今、医師団、それから歯科医師団と折衝を重ねておりまして、これも、今お説のよろな同一類型のものかどうかということは、い

ろいろ議論があると思いますが、医師会、それから歯科医師会と今折衝中でございまして、そういうふうな点も合理的にやろうという考え方とともに進めておる段階でございます。

○大矢正君 わかりました。いや、わからぬことがわかつたといふ意味で

す。それで、これは政務次官御存じのように、開業医に対する社会保険の医療報酬、これについては、ちょっと数字の対象にならないことになつてゐるわけですね。で、あの二八%は課税の対象になつてゐる。こういう形をやつて今まで来ておるのですが、私どもは、米価のいわば非課税がなくなると、これが当然、医師に対する社会診療報酬の問題も、非課税といふものがなくな

るのじやないかといふうに考えておつたわけですが、これは一般的にいつても当然なことであるし、特例措置といふものは、極力これは排除をすべきだという考え方方は、おそらく政務次官も持つておられると思うのです。その場合に、米の問題については一時的な問題の非課税がこれとは関係があるので、この際政務次官に聞いておきた

いと思うのです。

○説明員(塙崎潤君) 社会保険診療報酬課税の特例と申しますが、現行法によりますと、先ほどお話をございました通りに、経費を七二%と見るという方針がやはりあります。そこで、それに七十五円だけプラス・アルファをするという考え方があるのかどうか。これは、今あなたがお答えで

きないなら、政務次官からお答え願いたい。

○説明員(塙崎潤君) これが、今あなたがお答えで

きないなら、政務次官からお答え願いたい

なれば、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「[異議なし]」と呼ぶ者あり  
○委員長(加藤正人君) 御異議なしと  
認めた。

詩  
卷之二

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようですが、いま  
たら、これにて討論は終結したものと  
認めて御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。昭和三十年米穀についての所得税の臨時条例に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者着手〕  
○委員長（加藤正人君） 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、前例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤正人君) 御異議ないも  
のと認めます。さよう決定いたしま  
す。

卷之三

の一部を改正する法律案を議題といふことす。御質疑のある方は御発言を願います。

## ○大矢正君　この間の衆議院の大蔵委員会

員会で、大蔵大臣に酒の公定価格のこととで質問があつて、答弁なされておりますけれども、当委員会ではまだそのことについて触れていないのですけれども、大体大蔵省としてどんな考え方を持つておられるか、この際聞かしておいていただきたい。

○説明員（吉岡二郎君） 先日の衆議院大蔵委員会におきまして、酒類業団体——俗称酒類業団体法でございますが、その改正をするかしないか、それから公定価格を今後どうするかといふ御質問がございました。それに對しまして大蔵大臣から答弁をいたしました要旨を申し上げますと、酒類業組合法の改正案は早急に提出をいたしましたい、それから公定価格につきましては、将来漸次廃止の方向にもつていく所存でございます。こういう答弁をしておられるわけであります。

ただいま大蔵省としてどうかというお話をございましたが、酒類の公定価格は、御承知の通り、物価統制令によつております。現在まで、物価統制令による公定価格は漸次廃止をされて参りました。現在では、物価統制令そのもので直接に公定価格をもつて価格を規制いたしておりますものは、消費者の米価、それから食鹽のふろ代、それと酒類、これだけになつてしまつたわけでございます。従いまして、酒類の公定価格につきましては、先国会におきましてもしばしば、その存否につきまして御質問があつたわけでございました。一時は公定価格を早急に廃止すべきであるといふ議論もかなり強く行われたわけでございますが、御承知のように、この酒類の公定価格は、なるほど現在の段階におきましては、酒類の

生産が戦前並みに復活して参りました。一部には、むしろ生産過剰の状態も出て参りました。公定価格よりも、何円、あるいは十何円さらには何十円という値引きまで行われておるという状況で、消費者物価を安定して何とか消費者の保護をはかりたいという面から申しますと、一部の酒類を除きましては、ほぼその目的を達したと申しますか、もう必要がない段階になつたんではないかといふうな考え方をしております。

しかし、一面におきまして公定価格がございます関係で、これが酒類の価格維持に役立つ面がある。と申しますのは、御承知のように、酒の平均税率は小売価格の四五、六%でございますから、税引価格に対してほぼ同額の税金を負担しておる。従つて、小売価格のかりに一割の値引きが行われて、その一部がそのままメーカーにまで反転いたしたといたしますと、メーカーのコストに対する割合以上の大きさの影響を持つ。そういう点から考えますと、酒の価格がかなり微妙な動きを示すことが、影響は非常に大きいといふことが申せると思ふのであります。そういう関係で、何か基準になる価格、公定価格は御承知の通り上を押える価格で、下には別に規制がございませんけれども、公定価格が幾らということによつて酒の取引が円滑に行われる。その反面で、酒税の確保もはかられているという面がござります。そういうことが、酒につきましては一部二十五年には雑酒についての公定価格をはじめましたが、その後酒類の大宗を占めます清酒、ビール、しょらちゅう、合成酒等について公定価格が維持されて

きた原因であるかと思うのでござります。  
ただ、これは、物統令によつてこれを実施していくことが、物統令 자체の目的から見て妥当であるかどうか、という点の御質問が、特に先国会においても繰り返されたわけでござります。大蔵省といたましてもは、現在の公定価格といふものが、先ほど申し上げましたような酒類の取引における地位を考えながら、同時にそういう点から見れば、より合理化した価格が考えられることが妥当ではないかということです。先年以来いろいろ検討して参つたわけですが、ただ問題は、長年、二十数年来やつておりますマル公でございますので、これを直ちに廃止をすることによる大きな問題がござりますので、とりあえず、酒類業組合法の一部を改正いたしまして、公定価格が廃止された場合にも酒類の取引が混乱せずに、税率の確保がはかられるだけの措置をまずつけておいて、今後諸条件が整つていくに従いまして、マル公についての、具体的にこれなどをどうするという態度を決定していくべきではなからうか。まずマル公が廃止された場合の手段だけは講じておきたいというような考え方で、酒類業組合法の一部を改正する法律案を御提案いたしたいと考えておるわけでござります。

り一日も早く公定価格はやめたいと、こう言つてゐるのですよ。いつまでたつてもそれはやめないわけだが、そのやめない理由というのは、今あなたの話を聞くと、一番大きな問題は、過剰生産によつて市場価格が下れば業者のいわば影響が大きいということ、有力な一つの根拠になつてゐるようです。まあ公定価格をいつまでもこうやつて置いておくということは、言いあれば、大蔵省自身が独占價格を認めてやるようなものです。業者が協定して価格の引き下げを行わないということを、言うならば、法律的にわざとしてやるようなものです。そういう点では、税金は確かに去年幾らか下げたけれども、あとでコストが高くなつたからといつて引き上げて、これはまたほとんど減税という点で効果が現われていないのです。それから、業者がより積極的に合理化を続けることによって小売価格を引き下げようといふような努力も、こういう公定価格をとらえて、それをよりどころとして市場の販売価格というものを、問屋筋は別として、小売価格が押えられている現状では、消費者としてはこれはなかなか迷惑な話です。これだけ保護されているいわば業種といふものは、私どもは他にあまりないと思うのですよ。ですから、そういう意味においては、やはりいろいろ内部の事情はあるだろうけれども、公定価格の廃止といふ問題は、僕はやはり一日も早くやるべきではないかと、こう思うのですが、それは議論だから、しようがないと思うのですが、これが、この「みりんと酒の税負担の權衡を考慮し」、こうなつておりますが、均衡が失われているというように書か



銀、ダイヤモンド等につきまして、政  
府が國民に協力を求めまして、これ  
らの貴金属あるいはダイヤモンドを  
戦争、軍事目的に使うということを  
やつたのでございますが、まあこれに  
よりまして回収せられましたものが、  
そのまま使われずに戦後まで残つて  
おつた。これが接収されたものもあり  
ますし、また供出されないで國民の手  
元に残つておつたものが、戦後連合國  
占領軍によつて接収された、こういう  
ものも若干あつらかと思いますが、ま  
あその正確な数字はわかりませんが、  
私どもは大体昭和二十七年の接収貴金  
屬等の數量等の報告に関する法律に基  
きまして、接収せられた人から報告を  
とりましたのをいろいろ検討いたしま  
すと、法人にしろ、個人にしろ、民間の  
方々で接収を受けた方々はおおむね、  
自己の本来の業務用に必要なものとし  
て持つておられたという方が大部分で  
あるといふうに推定いたすのでござ  
いまして、若干その間、純然たる個人  
が、本来供出すべかりしものを何らか  
の理由で怠つて、戦後に至つて連合國  
占領軍に接収せられたといふものも、  
おそらくは若干はあるうと思ひます。

民間の分全体で四十一億ばかりでござ  
います、しかも、個人の分はその中  
でも約二億といふくわづかな数字で  
ございまして、その中のくわづかな  
分がそりあつた、戦時中の供出を  
怠つて戦後に持ち越して接収されたもの  
である、こういふうに推定いた  
しておるわけでございます。

○小酒井義男君 それで、供出をした  
者と、そして今度の法律で返せる者  
との間に、取り扱い上に少し公平を欠  
く点があるのじやないかという気がす

るのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 法律的に申

しますと、戦時中に國家の回収に応じ  
まして供出した人は、その当  
時の適正な価格を受領しておるわけで  
ございます。ところが、戦後接収せら  
れた人は、そういうような事情が

あつたにいたしましても、強制的に連  
合国占領軍に持つていかれまして、そ  
れが今度日本政府に引き継がれました  
ので、それをとの所有権者に返そ  
うというわけでございます。

それからもう一つ、均衡の問題でござ  
いますが、実は昭和二十一年に臨時  
貴金属数算等報告令というのを出しま  
して、貴金属を持つておる人に報告を

さしたわけでございます。個人につい  
て申し上げますと、約一万人の人がこ  
の報告を出しておるのでござります

が、そのうち現実にこの一万人のうち  
で接収を受けた人は、わざかに七人に  
しかすぎなかつたといふうなこと

で、接収をされた人はどちらかといえ  
ば、非常に不運な目にあつたといふ  
うにも見られるわけでございます。接  
収を免れた人の均衡といふ点をやは  
り考えまして、たまたま接収された人  
を今度返さないといふことにいたしま  
すの、こくわづかな人に対して酷に  
当たるのではないかといふうに考へる  
おそれです。

民間の分全体で四十一億ばかりでござ  
いますが、しかも、個人の分はその中  
でも約二億といふくわづかな数字で  
ございまして、その中のくわづかな  
分がそりあつた、戦時中の供出を  
怠つて戦後に持ち越して接収されたもの  
である、こういふうに推定いた  
しておるわけでございます。

○小酒井義男君 それでもどんどん戦後売  
り戻し条件付で日銀が金製品を買いまし  
たが、これもどんどん戦後売り戻しを  
いたしておりまして、戦時中にそ  
いつた条件で日銀が買いましたうちの  
接収貴金属等返還見込調という表につ  
いて、あるいは数量及び評価額調でも  
そうでございますが、これで申し上げ  
ますと、この表は実は注二に書いてござ  
りますように、「本表は接収貴金属

の見込み数量は非常に切り捨てる単位  
が大きいのですね。この保管の数量を  
見ますと、億で切り捨てております  
。この資料の一枚目ですね、評価額調  
というものに、億以下は切り捨てとい  
うことになつておるんで、非常に大き  
いのじやないかと思うのですが、これ  
はもう少しこまかい数字といふものが  
大蔵省の方としては把握されておるか  
どうか、いかがですか。

○政府委員(賀屋正雄君) これは、お  
手元に配ります表として、一応便宜上  
億以下を記載しなかつただけでござ  
いまして、資料といつしましては、詳細  
な数字を持っております。

○小酒井義男君 それは、絶対に正確  
なといふ数字はなかなか把握がむずか  
しいと思うのですが、これだけの品種  
を、数量を全部億で切り捨ててしま  
うと、合計欄では相当大きな違いが出て  
くるのじやないですか。六百七十四億  
と出ていますね、この額といふのは、  
相當まだ上回ることになるのじやない  
かと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 戰後、例の  
刀劍類を、連合国占領軍の命令により  
よつて何らかの違つた形で國民が損害  
を受けたような例は、も  
うほかにはないんですか。

○小酒井義男君 それから、連合国占  
領軍に接収された貴金属のこれは処理  
ですが、これと同じように、占領軍に  
に返るのがやはり問題になるのです  
が、交渉當団だとあるいは貴金属特  
別会計などに、これの一割ですか、交  
付されるのですね。そういうふうに  
なつて、いたしましたね。

○政府委員(賀屋正雄君) お答えいた  
します。交易當団でありますとか、戰  
時物資活用協会とか、その戦時中の回  
取を担当いたしました機関が持つてお  
りますうちに占領軍に接収された分に  
つきましては、これは實質は國のもの  
と見て差しつかえないと思ひますの  
で、これを今度の法律によりますと國  
庫に歸属させることになつております  
が、しかしながら、これらの機関が回  
收するに当たりまして供出者に払いま  
た費用は、これは当然お返しすべきで

いますので、この点を考えましても、  
たまたま接収された人個人について全  
然返さないといふような、あるいは没

等の数量等の報告に関する法律(昭和  
二十七年法律第二百九十八号)による

いずれの場合も、後ほどそれぞれの所  
有者に返還いたします。

○小酒井義男君 それと、これは大蔵  
大臣なり政府の責任者にお尋ねした  
方がいいと思ひますが、たとえば、占  
領中に各地で自動車事故等で非常な  
けがをしたとか、あるいは生命を失つ  
たといふような人の問題が、処理され  
ておらない問題がまだ残つているの  
じやないかといふ気がするのですが、

八

あるといふ考へで、これを交付金といふ形で、二十二条の規定によつて交付するといふことにいたしております。

○小酒井義君　たとえば、交易官団一つを例にして、交易官団といふものが今どきいう形で残つておつて、この手数料が戻つていくとすれば、どういふふうに使われていくことになるのかですね。

○政府委員(賀屋正雄君)　交易官団は、例の閉鎖機関といふものに指定されまして、たゞいま特殊清算の手続を行なつておるわけございまして、この交付金を受け取りますれば、それが結局出資者に分配されるというわけでござります。

○小酒井義君　出資者といふと、その閉鎖機関は現在赤字を背負い込んでゐるわけですか。

○政府委員(賀屋正雄君)　交易官団の清算の状況でございますが、現在のところ、一般債務の五〇%を支払つております。そうしてたゞいまこの本法案が通りますれば、その交付金の交付を受けるべく待つておるといふような状況になつてしまつて、現在同官団の未払い債務は十億円に達しております。で、交付金が入りますれば、もちろん追加弁済を行ふことになるわけでござります。

○委員長(加藤正人君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君)　速記を始めまし。

本日はこれをもつて散会いたしま

二月二十七日本委員会に左の案件を付託された。  
一、特別賠償復旧特別会計法を廃止する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
一、昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
一、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
日)

二月二十七日本委員会に左の案件を付託された。  
一、特別賠償復旧特別会計法を廃止する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
一、昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
一、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)  
日)

課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

(趣旨)

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十九号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(予備審査のための付託は二月十七日)

三月一日本委員会に左の案件を付託された。  
一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に對し所得税を課さず、又はこれら所得に対する所得税額をその収入の百分之十五に相当する金額以下とする租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)その他の法律の規定の適用を妨げない。

2　前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額(所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。)又は法人税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれららの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうちに占める割合を乗じて得た金額とする。

(実施規定)

第三条　前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定めること。

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

附則

昭和三十四年三月七日印刷

昭和三十四年三月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局